

資金管理料金の設定の考え方について

1. 資金管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第73条第6項の規定に基づき、資金管理法人は再資源化等預託金及び情報管理預託金(以下「再資源化預託金等」という。)を預託する者に対し、再資源化預託金等の管理に関し、主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができることとなっている。

具体的には、自動車メーカー等が公表する再資源化預託金等の預託を受ける(収受する)時点(新車については新車購入時、既販車については制度スタート後最初の継続検査時または引取業者における使用済自動車の引取時)において、再資源化預託金等とは別に、資金管理料金を収受することとなっている。

資金管理料金の額は、資金管理法人たる(財)自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて設定する必要がある。

2. 資金管理業務に要する費用の構成要素

資金管理料金は、新車購入時、継続検査時等(制度施行後3年間)又は使用済自動車の引取時にリサイクル料金とあわせて収受することとなっているが、資金管理業務に要する費用の内訳を各収受形態別に整理すれば以下のとおりとなる。

収受形態		会計上の費目	内 訳
各 収 受 形	新車購入時 預託	新車購入時預託関連費	・自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)に対する委託手数料(預託関連業務)
			・印刷物作成・送付費
			・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(新車)
			・理解普及活動費(2008年度以降)
			等

態 に 直 課 で き る 費 用	継続検査時 等預託	継続検査時等預託関連 費	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業者、運輸支局等近傍の団体に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 ・運輸支局等近傍の団体に設置する専用端末設置関連費 ・印刷物作成・送付費 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(既販車) <p style="text-align: right;">等</p>
	引取時預託	引取時預託関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・引取業者に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(既販車) <p style="text-align: right;">等</p>
各 収 受 形 態		システム関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守費(資金管理法人分) ・外部ネットワーク運営費(資金管理法人分) ・ファクスシステム運営費(資金管理法人分) ・会計システム保守費(資金管理法人分)
		サポート業務運営委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター運営費(資金管理法人分) ・コンタクトセンター運営費(資金管理法人分)
	新車購入時 預託 継続検査時 等預託	理解普及活動費 (2007年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者向け説明会費(資金管理法人分) ・自動車所有者・ユーザー向け広報費

に 共 通 の 費 用	引取時預託	資金運用管理費	・資金運用等に関するコンサルタント費、資金運用に必要な情報機器設置・利用料等
		その他の事業費	・役員報酬／給料手当(資金管理法人分) ・福利厚生費(資金管理法人分) ・倉庫賃借料 ・委員会運営費 ・登録情報等取得費(番号変更等) ・調査事務委託費 等
		管理費 会議費 旅費交通費 光熱水料費(資金管理法人分) 賃借料(資金管理法人分) 諸謝金(資金管理法人分) 支払利息 等	

3. 自動車製造業者・輸入業者の費用負担

自動車製造業者・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、資金管理法人の業務運営に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られており、具体的には、産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、

自動車製造業者・輸入業者は、

資金管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額
情報システム機器のリース費用やメンテナンス費用、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車製造業者・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額
を負担するという考え方が示されている。

したがって、自動車所有者が負担する資金管理料金の算定にあたっては、資金管理業務の実施に要する費用から、自動車製造業者・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが必要となる。

なお、資金管理等に要するシステムのプログラム構築費用と前年度までの施行準備に要する指定法人の人件費等のイニシャルコストについて、自動車製造業者・輸入業者は3指定法人分全体で100億円弱、うち資金管理法分として50億円弱を負担している。

以下においては、自動車製造業者・輸入業者の負担額を控除した後の費用を前提として、資金管理料金の設定の考え方を整理する。

4. 資金管理料金の設定に関する具体的な考え方

- (1) 資金管理料金は、新車購入時預託に加えて、既販車については継続検査時等までに再資源化預託金等とともに収受することとなっているため、通常の車は3年の間に1度は車検の機会があることからすれば、(財)自動車リサイクル促進センターには制度施行後当初3年間で7000万台を超える台数分の資金管理料金が集まることになる。

他方、実際のコストは、収受時点のみではなく再資源化預託金等が自動車製造業者等に払い渡されるまでの間の管理コストとして順次発生するものもあるため、制度の構造上、複数年度で適正原価を判断し、収支均衡させることが必要不可欠なものとなっている。

- (2) 資金管理料金の具体的な算定方法は、以下のとおり。

上記2.のとおりに、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託の各収受形態ごとに収受に要する部分の費用の内容は異なるため、この部分については、自動車所有者への説明性・公平性の観点から、収受形態別に適正原価の積み上げを行うことが適当。

他方、3種すべての収受形態に共通する費用(システム関連費、サポート業務運営委託費、理解普及活動費(施行後3年間分)、資金運用管理費、その他の事業費、管理費)については、合理的な按分基準を用いて各収受形態別の料金に配賦することが必要。

この際の考え方として、既販車の平均使用年数は5.5年と推定されるため、既販車について全てが使用済みとなるまでには約11年を要することになるという点が重要。

したがって、制度スタートから11年目までは、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託、の車が理論上併存することになるため、当初11年間は、共通費用は～の各預託時期のパターンの車全てから均等に回収することとし、12年目以降は、の預託パターンで共通費用を回収することが妥当ということになる。

よって、当初11年間は、11年間に必要となる共通費用の総コストを、～の各々の預託時期のパターン別の11年間の総台数で割って、各々のパターン別の資金管理料金の共通費用部分を算出することとなる。

以上により、資金管理料金の水準は、制度施行後11年間で収支均衡させることとしつつ、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託の3種の収受形態別に、直課可能なものは直課し、共通費用の部分は按分することにより算出するものとする。

以上